

浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年9月28日

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市規則第118号

浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例（平成19年浜松市条例第90号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(集客施設の建築等に係る事前協議)

第2条 条例第7条第2項の協議書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、協議者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名しなければならない。

- (1) 協議者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 集客施設の名称及び所在地
- (3) 当該一の建物の敷地面積、建築面積並びに延べ床面積及びその内訳
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他当該集客施設の建築等に係る法令に基づく許可等の申請又は届出の予定年月日
- (5) 開店予定日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図（当該集客施設の周辺の状況を表示するもの）
- (2) 敷地内の建物の配置図（集客施設の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。以下同じ。）及びその他の部分の別を明示したもの）
- (3) 求積図（集客施設の用途に供する部分及びその他の部分の別に、各階ごとに算出したもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(事前協議書に係る公告等)

第3条 条例第7条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 集客施設の名称及び所在地
- (3) 新築、増築、改築又は用途の変更の別
- (4) 集客施設の用途に供する部分の床面積の合計
- (5) 開店予定日

2 条例第7条第3項の縦覧は、産業部産業振興課において行う。

(協議事項の内容変更の届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 集客施設の名称及び所在地
- (3) 変更した事項及びその内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、第2条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えなければならない。

(適用除外)

第5条 条例第9条第1号の規則で定める集客施設の建築等は、国又は地方公共団体が行う集客施設の建築等その他市長が認める集客施設の建築等とする。

2 条例第9条第3号の規則で定める集客施設の建築等は、次のとおりとする。

- (1) 仮設の集客施設の建築等
  - (2) 集客施設の増築、改築又は用途の変更であって、その増築、改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める集客施設の建築等
- (報告)

第6条 条例第9条の2の規定による報告は、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者（法人にあっては、その代表者）が押印し、又は署名した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 集客施設の名称及び所在地
- (3) 当該一の建物の延べ床面積及びその内訳

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 敷地内の建物の配置図（集客施設の用途に供する部分及びその他の部分の別を明示したもの）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類  
（まちづくりに関する計画）

第7条 条例第10条の規則で定める本市のまちづくりに関する計画は、次のとおりとする。

(1) 基本構想並びにこれを具体化するための基本的な施策及び事業に係る計画

(2) 都市計画法第18条の2第1項に規定する基本方針

(3) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項に規定する基本計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりを推進するために必要な本市のまちづくりに関する計画で市長が必要であると認めるもの  
（勧告）

第8条 条例第11条第1項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した勧告書により行うものとする。

(1) 勧告事項

(2) 措置を講じるべき期限

(3) 勧告を行う理由

（公表）

第9条 条例第12条第1項及び第2項の規定による公表は、浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（様式）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

（細目）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

2 浜松市事務分掌規則（平成19年浜松市規則第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年3月21日浜松市規則第7号抄）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月24日浜松市規則第37号抄)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成23年9月29日浜松市規則第57号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日浜松市規則第10号抄)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他当該集客施設の建築等（浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例（平成19年浜松市条例第90号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する集客施設の建築等をいい、改正前の第5条第2項第3号に掲げる集客施設の建築等に該当するものに限る。以下同じ。）に係る法令に基づく許可等の申請又は届出がされている集客施設の建築等については、改正後の第5条第2項の規定は適用せず、改正前の第5条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に条例第7条第1項に規定する期限を経過している集客施設の建築等に係る条例の規定の適用については、同項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他当該集客施設の建築等に係る法令に基づく許可等の申請又は届出をしようとする日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。